



押印の見直し99.8%を達成！

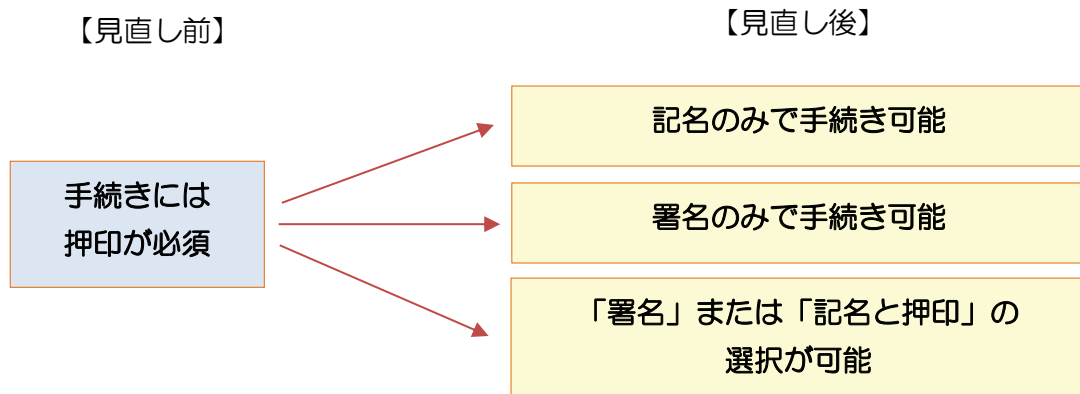
令和2年10月からスタートした押印の見直しですが、半年という短い期間にも関わらず対象となる手続のほぼ全てにおいて見直しが行われました。見直しに係る検討だけでなく、たび重なる全庁調査にもご協力いただきありがとうございました。

押印の見直しは、市民サービスの向上にとどまらず、窓口手続のオンライン化推進に大きく貢献するものです。内閣府から示された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」などを参考に引き続き、デジタル化促進に向けた取組を進めていきましょう。

I 見直しの対象

市民・事業者が窓口へ提出する申請書・届出書・報告書等における申請者の氏名欄の認印のうち、

- ①市の条例、規則、要綱、マニュアル等により行政手続等（運用、書式・様式、記載内容、添付書類、押印の有無等）を定めているもの
- ②国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が市に委任等され、市独自で見直し可能なもの



II 見直しの結果

(令和3年4月1日現在)

対象となる手続数 **3,206件**

見直し完了件数 **3,201件 (割合 99.8%)**

III 注意点

国・県の法令等に基づく手続や登録印の押印を求めている手続など押印を要する手続も残ります。市民等へ案内をする際や申請の受付時など取扱に誤りが生じないように気を付けましょう。

また、今後も国の法令改正等による押印の廃止が見込まれます。国や県の動向を把握しながら、速やかに対応できるよう意識していきましょう。